

国の公用車における低公害車の使用などに関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十八年二月十五日

有田芳生

参議院議長 山崎正昭殿



国の公用車における低公害車の使用などに関する質問主意書

国が使用する公用車、低公害車などについて質問します。

一 国が使用する低公害車の総数と年間運用コスト（人件費、車両買換え費、燃料費、修理費、税金等）について、衆議院、参議院、国会図書館、最高裁判所も含めて各府省別に具体的にお示し下さい。また、その現状を政府はどう認識していますか。

二 各府省の本府省で使用する公用車のうち、特定の個人の専用又は優先使用となっているものの台数と、その使用者の内訳（指定職三号棒以上）、運転者数を具体的にお示し下さい。また、その現状を政府はどう認識していますか。

三 各府省の本府省以外の機関で使用する公用車のうち、特定の個人の専用又は優先使用となっているものの台数と、その使用者の内訳（指定職三号棒以上）、運転者数を具体的にお示し下さい。また、その現状を政府はどう認識していますか。

右質問する。

